

琵琶湖総合開発の終了後、関係省庁による調査を踏まえ、県では2000(平成12)年3月にマザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)を策定し、施策を推進しています。そのような中、2015(平成27)年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が「国民的資産」と位置付けられました。

1. マザーレイク21計画(琵琶湖総合保全整備計画)

1999(平成11)年度からを計画期間とするマザーレイク21計画は「琵琶湖と人との共生」を基本理念としています。2011(平成23)年度からの第2期においては、第1期で設定した「水質保全」「水源かん養」「自然的環境・景観保全」という目標を「琵琶湖流域生態系の保全・再生」としてまとめるとともに、新たな目標として「暮らしと湖の関わりの再生」を設定しました。



写真10-4-1 「びわコミ会議」の参加者が話し合う様子

また、計画の進行管理のために、県民、事業者、専門家、市町、県などの多様な主体が集まる「マザーレイクフォーラム」を設置し、毎年「びわコミ会議」の開催等を通じて、琵琶湖流域の生態系の現状を確認し合い、自らの暮らしと湖の関わりを振り返ることで、それぞれの取組をさらに高め合っています。

2. 琵琶湖の保全及び再生に関する法律(琵琶湖保全再生法)

2015(平成27)年9月28日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、琵琶湖を「国民的資産」と位置付け、「豊かな生態系と貴重な自然環境及び水産資源の宝庫」としての幅広い価値をうたっており、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的としています。

また、この法律に基づき、2016(平成28)年4月21日に「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」が国によって策定され、琵琶湖保全再生のための基本的な指針や重要事項が定められました。

琵琶湖保全再生課

1. 策定の経緯・趣旨

琵琶湖の水質は一定の改善を見せているものの、環境基準を満たしていない項目も多く、アオコの発生や在来魚介類の減少も続いています。更には、水草の大量繁茂、外来動植物の増加などの新たな課題も生じています。そのような中、琵琶湖保全再生法および国の基本方針を受けて、県では2017(平成29)年3月に、2020(平成32)年度までの4年間を計画期間とする「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しました。

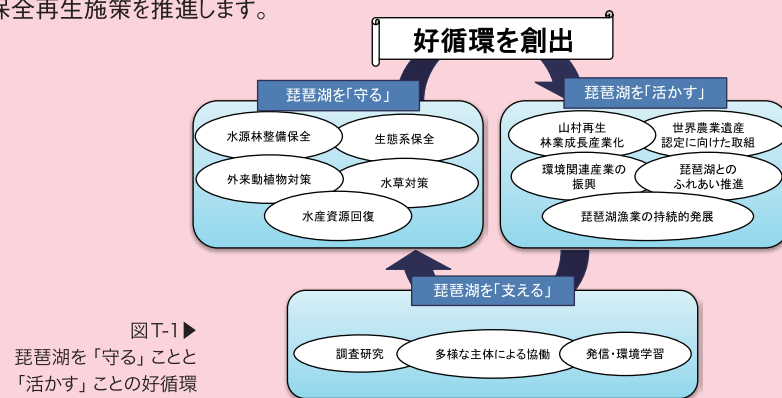
計画では、県および県内の市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖の保全再生に向けた施策を総合的・効果的に推進することとしています。また、「琵琶湖と人との共生」を基調とし、①琵琶湖の重要性や、保全・再生についての「共感」、②琵琶湖の保全と多様で活力ある暮らしとの「共存」、③琵琶湖の価値の将来にわたる「共有」が重要であるとの認識の下、保全再生施策を推進します。

2. 目指すべき姿

計画では、多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育てるよう、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を目指すこととしています。

3. 琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環

水源林の保全や水草・外来動植物対策などで琵琶湖を守りつつ、林業の成長産業化や環境関連産業の振興、琵琶湖とのふれあい推進などで琵琶湖を活かし、また、これらを支える調査研究や環境学習などによって、琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を創出することを計画の重点事項として掲げています(図T-1)。



琵琶湖保全再生課